

平成22年6月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成22年6月18日

○出席議員 18人

1番 岩瀬洋男君	2番 中村一夫君	3番 刈込欣一君
4番 土屋元君	5番 忍足邦昭君	6番 根本譲君
7番 高橋秀男君	8番 板橋甫君	9番 丸昭君
10番 八代一雄君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 渡辺玄正君	14番 児安利之君	15番 水野正美君
16番 伊丹富夫君	17番 黒川民雄君	18番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 藤平輝夫君	副市長 杉本栄君
教育長 松本昭男君	総務課長 岩瀬章君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 花ヶ崎善一君	市民課長 佐瀬義雄君
介護健康課長 西川一男君	環境防災課長 玉田忠一君
	兼清掃センター所長
都市建設課長 鈴木克己君	農林水産課長 関重夫君
観光商工課長 近藤勝美君	福祉課長 関修君
水道課長 藤平光雄君	会計課長 渡辺秀行君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 黒川義治君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守沢孝彦君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議事日程

議事日程第5号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村
総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算

陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情

陳情第6号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情

陳情第7号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情
(教育民生常任委員長)

議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後
期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

陳情第8号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情
(建設経済常任委員長)

議案第33号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第5号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書について

第3 報 告

報告第1号 平成21年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

開 議

平成22年6月18日(金) 午前10時00分開議

○議長(板橋 甫君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立
いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(板橋 甫君) それでは、日程第1、議案・陳情を上程いたします。

議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村
総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第30号 職員の
勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について、議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号
平成22年度勝浦市一般会計補正予算、陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に

反対する意見書の提出に関する陳情、陳情第6号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情、陳情第7号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸総務常任委員長。

〔総務常任委員長 丸 昭君登壇〕

○総務常任委員長（丸 昭君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月15日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、以上4件につきましては、審査の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、陳情第6号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情、陳情第7号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、以上3件につきましては、今後の世論の醸成等を踏まえ、議論を深めていく必要があることから、短期間で判断することは困難で、なお、慎重に審査を期する必要性があり、今会期中に結論を出しかねるので、議長に対しまして閉会中の継続審査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、前もって通告がありましたので、これを許します。児安利之議員。

〔14番 児安利之君登壇〕

○14番（児安利之君） 私は、ただいまの丸総務常任委員長の報告のうち、議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

今回の市税条例の改正は、去る3月24日、参議院で可決成立した地方税法の改正によるものであると承知しております。その中身を見ると、もともと民主党のマニフェストにもなかった個人住民税の年少特定扶養控除の廃止・縮減を行い、しかも昨日、発表されている民主党の参議院選向けマニフェストにも、子ども手当月額2万6,000円の支給が保障されないまま、その一方で増税となる個人住民税の扶養控除等の廃止は恒久措置とされているわけであります。

その結果、全国的には、実に4,569億円もの個人住民税の増税でありまして、勝浦市にこれを当てはめてみますと、市民に対する増税額は、平成24年度実施とはいえ、実に1,800万円も

の増税が推計されるのであります。

さらに、地方税の一つである国民健康保険税にもこれが連動することは明らかでありまして、自治体の並々ならぬ努力による減税措置の限界を越えるものとなっております、市民の国保税負担増を余儀なくされる結果となっているわけであります。

以上の理由から、今回の市税条例の一部改正について反対の意思を表明し、討論いたします。

○議長（板橋 甫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（板橋 甫君） 挙手多数であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第34号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、陳情第6号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情、陳情第7号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、以上3件につきましては、先ほどの総務常任委員長の報告のとおり、会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。本件につきましては、総務常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号ないし陳情第7号、以上3件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、陳情第8号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 児安利之君登壇〕

○教育民生常任委員長（児安利之君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月16日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上3件は、審査の結果、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第8号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情につきましては、制度の不備については見直す点多々あるけれども、まだ制度が始まって間もなく、勝浦市においても既に本年6月より子ども手当の支給が開始されたこの段階での制度廃止との願意は認めがたいため、賛成少数で不採択と決しました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（板橋 甫君） 挙手多数であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（板橋 甫君） 挙手多数であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、陳情第8号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（板橋 甫君） 挙手多数であります。よって、陳情第8号は、不採択と決しました。

〔18番 末吉定夫君退席〕

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第33号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。中村建設経済常任副委員長。

〔建設経済常任副委員長 中村一夫君登壇〕

○建設経済常任副委員長（中村一夫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月16日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第33号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、審査の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任副委員長の報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより副委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

〔18番 末吉定夫君入席〕

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） 日程第2、発議案を上程いたします。

発議案第5号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（板橋 甫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔14番 児安利之君登壇〕

○14番（児安利之君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第5号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険法は、戦後、昭和33年に新しく制定され、社会保障及び国民保健の向上を目的に掲げ、戦前にはなかった国庫負担を入れることになりました。

勝浦市の国民健康保険加入者の現状を見ると、低所得者減額、つまり7割、5割、2割、その世帯が加入世帯の4割を占めるほどに低所得化しているのが現状であります。これは加入者の高齢化と景気低迷による所得の落ち込みによるところでありまして、保険給付費と保険税の乖離がますます大きくなっております。

財政調整基金を全額投入し、さらに一般会計から法定外繰り入れを行ってもなお赤字を埋め切れず、所得割税率を大幅に引き上げざるを得ない状況に現在あります。

今年度の勝浦市の保険税は、所得300万円の4人家族で48万100円にもなっております。このように保険税が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げ続けたことが大きく影響しております。

昭和59年まではかかった医療費の45%が国庫負担でありましたが、それ以降、保険給付費の50%となり、かかった医療費に見直せば、38.5%に引き下げられてしまいました。さらに、その上、市町村国民健康保険の事務費負担金の国庫補助が廃止されました。その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では3割弱に減っております。

よって、国においては国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、国庫負担を計画的に削減前に戻して、増額するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第5号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第 5 号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、発議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（板橋 甫君） 日程第 3、報告であります。

報告第 1 号 平成21年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第 1 号 平成21年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

本件は、平成21年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、子ども手当支給システム導入業務ほか16件に係る経費 3 億2,798万2,500円を平成22年度へ繰り越すために調整した繰越明許費繰越計算書であります。

以上で報告第 1 号の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（板橋 甫君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成22年 6 月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前 10 時 29 分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第28号～議案第35号の総括審議
1. 陳情第 5 号～陳情第 8 号の総括審議

1. 発議案第 5 号の総括審議
1. 報告第 1 号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員